

# 事例報告書

令和7年度老人保健健康増進等事業  
介護施設等における国土強靱化対策の推進に関する調査研究事業



PwCコンサルティング合同会社  
令和8年3月



# 目次

## ○第1次国土強靱化実施中期計画について

1. 計画の概要及び構成（内閣官房資料より抜粋） . . . . . i
2. 社会福祉施設等の耐災害性強化対策 . . . . . i

## ○厚生労働省の交付金の概要と関連事業の支援内容

1. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の概要 . . . . . ii
2. 交付金における国土強靱化対策の支援内容 . . . . . iii

## ○事例報告書 用語解説

1. 耐震対策関連
    - 1-1 「南海トラフ地震防災対策推進地域」とは . . . . . 1
    - 1-2 建築基準（旧耐震基準と新耐震基準）について . . . . . 1
    - 1-3 Is値について . . . . . 2
    - 1-4 耐震診断とは . . . . . 2
  2. 水害対策関連
    - 2-1 各災害区域に関する定義について . . . . . 3
  3. ブロック塀関連
    - 3-1 ブロック塀設置に際し求められる要件について . . . . . 4
- 参考：ブロック塀等の点検のチェックポイント（国土交通省資料より）
4. コラム：近年の社会福祉施設に関連する災害の事例 . . . . . 5
- コラム参考URL一覧（出典：公的機関／主要新聞）

## ○各施設の事例報告

- ・ 特別養護老人ホーム 亀甲園【耐震化対策】 . . . . . 9
- ・ 養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム【耐震化対策】 . . . . . 11
- ・ 特別養護老人ホーム 輝祥苑【耐震化対策】 . . . . . 13
- ・ 介護付き有料老人ホーム 塩屋すみれビレッジ【耐震化対策・ブロック塀対策】 . . . . . 15
- ・ 介護老人保健施設 スイートケアなかよし【耐震化対策・非常用自家発電設備】 . . . . . 17
- ・ 介護医療院 コスモス【耐震化対策・非常用自家発電設備】 . . . . . 19
- ・ 介護老人保健施設 燧園（ひうちえん）【水害対策】 . . . . . 21
- ・ 特別養護老人ホーム 千寿園【水害対策・非常用自家発電設備】 . . . . . 23
- ・ 介護老人保健施設 成華苑【水害対策・非常用自家発電設備】 . . . . . 25
- ・ 介護老人保健施設 清流苑【水害対策・非常用自家発電設備】 . . . . . 27



# 第1次国土強靱化実施中期計画について

## 1. 計画の概要及び構成（内閣官房資料より抜粋）

### 第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

令和7年6月6日  
閣議決定

#### 第1章 基本的な考え方

- 防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進 ○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）  
○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等） ○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

##### （災害外力・耐力の変化への対応）

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

##### （人口減少等の社会状況の変化への対応）

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

##### （事業実施環境の変化への対応）

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

#### 第2章 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

#### 第3章 計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	● 個別避難計画作成 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト → 60施策	● 迅速な航路啓開のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等 → 109施策	● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ● 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 → 56施策	● 病院におけるBCPの策定 ● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓発活動の強化 → 65施策	● 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 → 72施策

#### 第4章 推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

※指標の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

高齢者施設を含む「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」については、災害時においても必要となる福祉サービスを提供する観点から、実施中期計画における推進施策に位置づけられている。

## 2. 社会福祉施設等の耐災害性強化対策

### 位置づけ

#### 第4章 推進が特に必要となる施策

##### 1 施策の内容

（4）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

2）保健・医療・福祉・廃棄物処理等の環境改善・充実

- ① 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化、災害拠点病院を始めとする医療機関の耐震化  
非常用電源等の整備

#### 推進施策95

##### ● 社会福祉施設等の耐災害性強化対策【厚生労働省・子ども家庭庁】

#### 《各施策の具体的な設定目標》

施策内容	目標設定年度		
	令和2年	令和12年	令和52年
① 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）の耐震化率	99.47%	99.71%	100%
② 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）のうち、倒壊のおそれのあるブロック塀の改修が必要とされる施設（全国約500施設）の対策完了率	20%	53%	100%
③ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）のうち、洪水、内水、高潮又は津波による浸水が想定される区域内にある等、水害対策（止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等）が必要とされる施設（全国約4,200施設）の対策完了率	4%	24%	100%
④ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備（3日分の電力確保）の強化が必要とされる施設（全国約7,600施設）の対策完了率	12%	49%	100%

# 厚生労働省の交付金の概要と関連事業の支援内容

## 1. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の概要

厚生労働省では、「第1次国土強靱化実施中期計画」における社会福祉施設等の耐災害性強化対策を推進するために、高齢者施設等において実施される国土強靱化対策に係る取組を支援している。

### 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和8年度当初予算案 12億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 83億円（国土強靱化分62億円、大規模修繕等分21億円）

#### 1 事業の目的

- 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、都道府県や市町村が作成する整備計画に基づく、施設及び設備等の整備事業について支援し、利用者の安全・安心を確保する。

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

※ 既存ストックの有効活用の観点から、中長期的な修繕計画の作成を求める

##### ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

広域型  
小規模

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を支援

##### 令和8年度補助基準単価の見直し

近年の建設コストの高騰等を踏まえ、補助基準単価の上限額について、地域医療介護総合確保基金の配分基礎単価の見直しと同様に、**+7.7%相当の引上げ**を行う。

##### ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

小規模

- 施設の老朽化に伴う大規模修繕を支援
- 耐震化改修、水害対策に伴う改修等、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀等の改修を支援

##### ③ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

広域型

- 社会福祉連携推進法人等の老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援
- 国土強靱化対策と一体的に行う老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援（R7補正：新規）

##### ④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業・水害対策強化事業

広域型  
小規模※

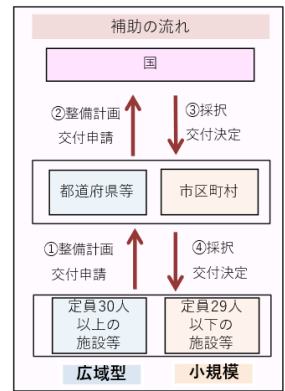
- 災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるよう、**非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）の整備**や**水害対策に伴う改修等**を支援
- 給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備を支援（※広域型施設・小規模施設も対象）

##### ⑤ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業・換気設備整備事業

広域型

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、**安全上対策が必要なブロック塀等の改修**を支援
- 感染リスクの低減のため、換気設備の設置等を支援

#### <実施主体等>



注）青字は「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に基づき実施する事業

【○災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化】

令和7年度補正予算 166億円

医政局地域医療計画課  
障害保健福祉部障害福祉課  
老健局高齢者支援課  
社会・援護局地域福祉課  
障害保健福祉部精神・障害保健課

施策名：第1次国土強靱化実施中期計画に基づく耐震化等（医療施設等、社会福祉施設等）

#### ① 施策の目的

「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）等を踏まえ、災害時において適切な医療提供体制を維持するとともに、社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

#### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

#### ③ 施策の概要

医療施設等、社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にとりもなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等及び医療コンテナの活用促進の対策を講じる。

#### ④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

	医療施設等	障害者支援施設等	高齢者施設等	隣保館	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関
実施主体	病院等	都道府県 政令指定都市 中核市	都道府県 市区町村	市町村	独立行政法人国立病院機構
補助率	国1/2、事業者者1/2 国1/3、事業者者2/3	国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/4、設置者1/4	定額 又は 国1/2、自治体1/4、事業者者1/4	国1/2、政令指定都市・中核市1/2 又は 国1/2、府県1/4、市町村1/4	国 10/10
補助対象となる事業	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③給水設備整備 ④医療コンテナ活用促進	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備 ③水害対策強化 ④非常用自家発電設備整備	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備 ③水害対策強化（※） ④非常用自家発電設備整備	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備	①耐震化整備

※老朽化したエレベーターの更新等含む。

#### ⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療施設等、社会福祉施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

※令和7年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（老健局高齢者支援課資料）より抜粋

## 2. 交付金における国土強靱化対策の支援内容

### ●耐震化

耐震診断の結果、震度6強以上の地震で倒壊の危険性がある高齢者施設等（昭和56年5月31日までに建築確認申請が受理されていた旧耐震基準による建築物に限る。）において、必要な耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）を実施する事業

### ●ブロック塀等改修

高齢者施設等の敷地内に設置されているブロック塀等（コンクリートブロック塀（壁）、石塀（壁）、煉瓦塀（壁）等その他これに類するものをいう。）について、安全点検の結果、損壊するおそれがある等、安全性に問題があると認められるものについて、安全性を確保するための整備（解体・撤去、再設置（解体・撤去後に生垣やフェンス等、ブロック塀等以外のものを設置する場合を含む。）、改修等）を行う事業

### ●水害対策強化

土砂災害警戒区域等や浸水想定区域等に所在する高齢者施設等において、台風等に伴う洪水、高潮による被害、土砂災害及び集中豪雨等による水災害の発生時における利用者等の円滑な避難の実施及び水災害による被害の軽減を図るため、下表に掲げる整備を行う事業

事業内容	整備内容
<p>水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターの設置（想定される浸水深（高）以上の階（中間階を含む。）にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置の設置のための改修及び設置後17年を経過し老朽化したエレベーターの改修を含む。）</li> <li>・高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、想定される浸水深を踏まえ2階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修</li> <li>・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープの設置</li> <li>・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置（建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するもの）</li> <li>・その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の円滑な避難のため必要となる整備</li> </ul>
<p>浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家発電設備装置の屋上等への移設</li> <li>・電気室等の扉の防水扉への改修</li> <li>・高齢者施設等の出入口等に止水板・防水板（脱着式のものであって、設置に軽微な整備を伴うものを含む。）の設置</li> <li>・その他、水災害の際の高齢者施設等における浸水等被害の軽減のために必要となる整備</li> </ul>

### ●非常用自家発電設備整備

高齢者施設等において、災害により長期の停電等が発生した場合であっても、その機能を維持するために必要な電源を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす非常用自家発電設備（燃料貯蔵用のタンクを含む。）を整備する事業

(a) 専ら非常時に用いるものであって、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの

(b) 電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの

本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過したものの更新及び高齢者施設等の機能の維持のための発電容量の増加や燃料貯蔵用タンクの貯蔵量の増加のための改造等の工事を含むものとする。

## 1. 耐震対策関連

### 1-1 「南海トラフ地震防災対策推進地域」とは

「内閣総理大臣は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、**南海トラフ地震防災対策推進地域**として指定するものとする」と定義されている（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項）。また、同条第2項において、指定は「科学的に想定し得る最大規模の南海トラフ地震」を前提として行うことが規定されている。

この指定に基づき、国・地方公共団体・指定公共機関等は、推進基本計画および各種防災計画を策定し、地震・津波対策を総合的かつ計画的に推進することが求められる。

推進地域は、中央防災会議における巨大地震モデル等を踏まえ、主に以下の観点から指定されている。

- 震度基準：最大クラスの南海トラフ地震で震度6弱以上が想定される地域
- 津波基準：津波高3m以上が想定され、十分な海岸堤防等が未整備の地域
- 過去被災実績：過去の南海トラフ地震で甚大な被害を受けた地域
- 防災体制上の一体性：広域的な防災対応が必要な地域

これらを総合的に勘案して、市町村単位で指定される。

### 1-2 建築基準（旧耐震基準と新耐震基準）について

#### ○旧耐震基準の考え方（～1981年5月31日）

旧耐震基準は、**主として中規模地震（概ね震度5程度）において、建築物が大きな被害を受けないことを目的として構築された耐震設計基準**である。この基準では、**震度6以上の大地震を制度上明確に想定しておらず、柱や壁が限界を超える力を受けた場合、脆性的破壊が生じやすく、急激に耐力を失う構造となる傾向があった**。結果として、旧耐震基準で建設された建築物は、大地震時に倒壊に至るリスクを内包しており、後年の大地震被害を通じて、その限界が明確になった。

#### ○新耐震基準の考え方（1981年6月1日以降）

新耐震基準は、1978年宮城県沖地震などの被害分析を踏まえ、**大地震時においても建築物が倒壊・崩壊せず、人命を確保することを最優先目標として導入された耐震基準**である。最大の特徴は、**地震動を二段階で捉える設計思想を採用した点**にある。

発生頻度の高い中地震（震度5程度）では、建築物がほぼ無被害または軽微な被害にとどまることを求める一方、発生頻度は低いが影響の大きい大地震（震度6強～7程度）に対しては、損傷は許容しつつも倒壊には至らない性能を確保することを求めている。

#### ○旧耐震基準と新耐震基準の対比

観点	旧耐震	新耐震
大地震時	倒壊の可能性あり	原則倒壊しない
人命安全	保証されない	確保する設計
現行制度評価	耐震性不足	最低限の条件を確保
改修優先度	高い	相対的に低い

### 1-3 Is値について

**Is値（構造耐震指標）とは、既存建築物が地震に対してどの程度の耐震性能を有しているかを、数値として総合的に表した指標**である。主に、1981年以前の旧耐震基準で建設された建築物を対象に実施される耐震診断において用いられ、建物の耐震性能を客観的に評価し、耐震改修の要否を判断するための基準となっている。

Is値は、建築物が有する強度・変形性能・形状や劣化状況などを総合的に考慮して算定される指標であり、単に「強い・弱い」を示すものではなく、地震時に倒壊・崩壊に至る危険性の程度を相対的に示す数値である。一般に、Is値が高いほど耐震性能が高く、地震に対する安全性が高いと評価される。

Is値の評価基準としては、一般に

**Is値が0.6以上であれば、震度6強程度の地震に対して倒壊・崩壊の危険性が低い**

とされ、これを下回る場合は、耐震性能が不足している可能性が高いと判断されることが多い。特に、**Is値が0.3未満の場合は、大地震時に倒壊の危険性が高い水準**とされ、早急な耐震改修が求められる。

### 1-4 耐震診断とは

**耐震診断とは、既存の建築物が地震に対してどの程度の安全性を有しているかを、一定の技術基準に基づいて評価する行為**を指す。主に、建物が大地震時に倒壊・崩壊に至る危険性の有無や程度を把握し、耐震改修の必要性を判断することを目的として実施される。

耐震診断の定義および実施方法の根拠は、建築基準法そのものではなく、国土交通省の監修のもとで策定された「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存木造住宅の耐震診断・改修技術指針」などの公的な技術基準・指針に置かれている。これらは法令ではないものの、国・地方公共団体の施策や補助制度において標準的に用いられており、実質的に公的基準としての位置づけを有している。

耐震診断の結果は、**一般に数値指標や判定区分として表現される。代表的なものが、鉄筋コンクリート造建築物に用いられるIs値（構造耐震指標）であり、建物の強度、靱性、形状、経年劣化などを反映した数値として示される。**また、木造住宅では評点方式による判定が用いられるなど、構造種別に応じた評価方法が定められている。

## 2. 水害対策関連

### 2-1 各災害区域に関する定義について

以下に各災害関連区域を整理する

災害区域の名称	定義	定義の法的根拠 (法令名)
災害危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波、高潮、出水、崖崩れ等の自然災害により、住民の生命・身体に著しい危険が生ずるおそれがある区域として、地方公共団体が指定する区域。建築物の建築制限や用途制限が課される。</li> </ul>	建築基準法
土砂災害危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>豪雨等により土石流、地すべり、がけ崩れが発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域として指定される区域。警戒避難体制の整備が目的。</li> </ul>	土砂災害防止法
急傾斜崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜度が急な斜面において、崩壊により人家等に被害が及ぶおそれがある区域として指定される区域。崩壊防止工事等の実施対象となる。</li> </ul>	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
津波災害危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波が発生した場合に著しい人的・物的被害が生ずるおそれがある区域で、建築制限や移転促進など、津波被害の防止・軽減を目的として指定される区域。</li> </ul>	津波防災地域づくりに関する法律
都市洪水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定都市河川流域において、河川の氾濫により市街地に相当規模の浸水が発生すると想定される区域。都市部の洪水被害軽減対策の検討に用いられる。</li> </ul>	特定都市河川浸水被害対策法
都市浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道や雨水排水施設の能力を超える降雨により、都市部で内水氾濫が発生し、浸水被害が想定される区域。建築・土地利用の誘導に活用される。</li> </ul>	特定都市河川浸水被害対策法
高潮浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風等による高潮の発生により、浸水が想定される区域として指定される区域。住民の避難対策や防災計画の基礎資料として用いられる。</li> </ul>	水防法

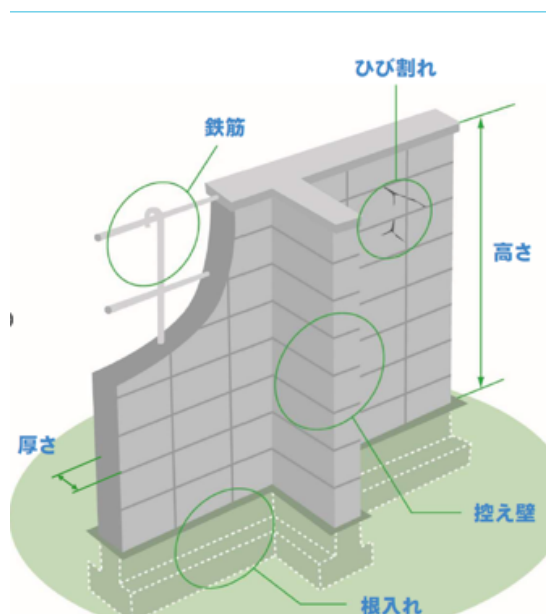
### 3. ブロック塀関連

#### 3-1 ブロック塀設置に際し求められる要件について

以下に各要件を整理する

区分	要点	数値基準・条件	根拠法令・基準
位置づけ	ブロック塀は法令上、構造安全を求められる対象	「補強コンクリートブロック造の塀」は構造基準に従う必要がある	建築基準法施行令第62条の8(塀)
高さ	倒壊リスク低減のため高さを制限	高さは2.2m	建築基準法施行令第62条の8第1号
例外(高さ1.2m以下)	低い塀は一部要件が免除される	高さ1.2m以下の塀は「第5号・第7号(控え壁・基礎丈等)」を除外	建築基準法施行令第62条の8(かっこ書)
壁厚	壁体の安定確保(曲げ・せん断)	高さ2m以下: 10cm以上/高さ2m超: 15cm	建築基準法施行令第62条の8第2
配筋(端部・頂部・基礎)	崩壊防止のため端部等に主筋を入れる	壁頂・基礎に横筋、端部・隅角部に縦筋、いずれも径9mm	建築基準法施行令第62条の8第3
配筋(壁内)	壁内全体に補強筋を入れる	壁内に径9mm以上の鉄筋を縦横80cm以下間隔で	建築基準法施行令第62条の8第4
定着(かぎ掛け等)	鉄筋が抜けないよう定着させる	末端はかぎ状に折り曲げ、縦筋は壁頂・基礎横筋へ、横筋は縦筋へかぎ掛けして	建築基準法施行令第62条の8第6
控え壁(必要条件)	高い塀の転倒防止(支持)	高さが1.2mを超える場合	建築基準法施行令第62条の8第5
控え壁(配置・寸法)	控え壁を一定ピッチで設ける	長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上配筋の控え壁を設け、基礎部で壁面から高さの1/5以上	建築基準法施行令第62条の8第5
基礎(丈・根入れ)	転倒防止のため基礎を確保	基礎の丈35cm以上、根入れ深さ30cm	建築基準法施行令第62条の8第7

参考：ブロック塀等の点検のチェックポイント(国土交通省資料より)



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
  - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

※パンフレット「地震から家が守ろう」日本建築防災協会 2013.1をもとに国土交通省において一部変更

#### 4. コラム：近年の社会福祉施設に関連する災害の事例

※近年に発生した社会福祉施設に関連する主な災害・事故の一覧を下記に示す

##### 災害名・事故名：台風10号（岩泉町グループホーム「楽ん楽ん」水害）

発生年月日	2016年8月30日
被害概要	岩手県岩泉町の認知症高齢者グループホーム「楽ん楽ん」が小本川の氾濫で浸水し、入所者9人が死亡。施設は浸水で使用不能となり、要配慮者施設の被害対応が社会課題化した。

##### 災害概要と浮き彫りとなった課題

2016年台風10号は、要配慮者利用施設の「避難の遅れ」がクローズアップされた。報告書では、警戒情報（避難準備情報等）の意味が施設側に十分伝わらないこと、自治体の避難情報の判断・伝達のあり方、施設側の避難計画・訓練の未整備、夜間・豪雨時の移動困難などが論点として整理され、以後の避難情報の改善や計画策定の推進につながった。

##### 災害名・事故名：平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

発生年月日	2018年6月28日～7月8日
被害概要	西日本を中心に記録的豪雨となり、死者224人・行方不明8人、住家全壊6,758棟など甚大な被害。高齢者入所型福祉施設でも建物損傷・床上浸水等の被害が13府県276施設で確認され、ピーク時に32施設691人が他施設・病院へ避難した。

##### 災害概要と浮き彫りとなった課題

被害が広域・同時多発で、福祉施設も被災側に回る状況が顕在化した。報道では、避難先が満床で分散受入れとなり、長期避難で利用者負担（環境変化・健康悪化）や職員の逼迫が課題として報じられた。加えて、浸水想定「まさか」を超える事態、ライフライン断絶下での介護継続、系列・地域連携による受入調整の重要性が浮き彫りになった。

##### 災害名・事故名：令和元年東日本台風（台風19号）

発生年月日	2019年10月10日～13日（上陸：10月12日頃）
被害概要	2019年の台風19号は記録的豪雨で河川氾濫・浸水等が多発し、死者98人、住家被害は9万1,000棟超と報告された。要配慮者施設でも避難判断が焦点となり、避難確保計画と訓練を活用して利用者・職員約100人が全員避難できた事例が示されている。

##### 災害概要と浮き彫りとなった課題

台風19号は「早期の立退き避難」の難しさと、計画・訓練の有効性を同時に示した。国の資料では、避難確保計画と毎年の訓練で得たノウハウにより、警戒段階で迅速に避難行動へ移れた例（全員避難）が紹介されている。一方、広域災害では避難先確保・移送手段（車両、人員）、夜間・豪雨下の移動リスク、避難情報の受け止め方、事前休業や段階的避難の判断基準づくり等が課題として残る。

#### 4. コラム：近年の社会福祉施設に関連する災害の事例

※近年に発生した社会福祉施設に関連する主な災害・事故の一覧を下記に示す

##### 災害名・事故名：令和2年7月豪雨（球磨川水害・特別養護老人ホーム被害）

発生日月日 2020年7月3日～4日（千寿園の浸水・被害：7月4日）

##### 被害概要

2020年7月豪雨で球磨川流域が氾濫し、熊本県球磨村の特別養護老人ホームが浸水。入所者65人中14人が死亡した。施設の避難確保計画・訓練、避難先選択や避難開始判断の妥当性が全国的に検証対象となった。

##### 災害概要と浮き彫りとなった課題

厚労省・国交省の検討会資料は、当該施設の避難確保計画の内容と実際の行動の差、訓練実施状況、行政の関与、避難支援体制・設備（垂直避難スペース、搬送手段等）を整理し、課題として提示した。豪雨・氾濫の進行が速い中で、複数リスク（洪水・土砂等）を同時に想定した避難先選定、日没前完了を含む早期判断、地域・他施設との受入調整、非常用電源・通信・水の確保など「介護継続」と一体の避難確保が焦点となった。

##### 災害名・事故名：福島県沖地震（2022年）

発生日月日 2022年3月16日 23時36分

##### 被害概要

2022年3月16日23時36分の福島県沖地震（M7.4）で死者3人、重傷28人、住家全壊111棟等の被害が報告された。最大223万戸の停電、最大69,999戸の断水も発生し、高齢者施設を含む医療・介護継続にライフライン確保が課題となった。

##### 災害概要と浮き彫りとなった課題

地震では建物被害が軽微でも、停電・断水・交通障害が介護提供を直撃する。防災白書は、広域停電・断水の発生や新幹線の脱線等を示し、生活基盤の脆弱性を指摘する。高齢者施設では、非常用電源（燃料確保含む）、受水槽・給水、通信手段、暖房・空調、医療機器・薬剤管理、職員参集とBCPの実装が継続課題として位置付けられる。

##### 災害名・事故名：大阪府北部地震（2018年）・学校ブロック塀倒壊事故

発生日月日 2018年6月18日 7時58分

##### 被害概要

2018年6月18日の大阪府北部地震（最大震度6弱）で、高槻市の小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の小学4年女児が死亡。地震全体では大阪府内で6人死亡、462人負傷と報じられ、通学路・施設周辺の塀の緊急点検が全国で進んだ。

##### 災害概要と浮き彫りとなった課題

高槻市は事故原因の検証と再発防止策を目的に調査委員会を設置し、答申・調査報告書を公表した。事故は「既存ブロック塀の安全確認・維持管理」の不徹底を可視化し、学校に限らず社会福祉施設の外周塀や擁壁も含めた点検・撤去/改修、台帳化、定期点検、危険度に応じた優先順位付け（通学路・避難経路沿い等）が課題として明確になった。

## コラム参考URL一覧（出典：公的機関／主要新聞）

### 1) 台風10号（2016・岩泉）

- 内閣府「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」PDF  
[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226\\_hombun.pdf](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226_hombun.pdf)
- 読売新聞（地域ニュース）「岩泉・台風10号／認知症施設で入所者9人死亡」  
<https://www.yomiuri.co.jp/local/iwate/news/20250831-OYTNT50006/>

### 2) 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

- 気象庁「平成30年7月豪雨（前線及び台風第7号による大雨等）」  
<https://www.data.jma.go.jp/stats/data/bosai/report/2018/20180713/20180713.html>
- 厚生労働省「平成30年7月豪雨による被害状況等について（概要版PDFの一例）」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001344442.pdf>
- 読売新聞（ヨミドクター）「高齢者施設の被害（276施設、避難691人等）」  
<https://www.yomiuri.co.jp/yomidr/article/20181011-OYTET50017/>

### 3) 台風19号（令和元年東日本台風）

- 総務省消防庁「令和元年版 消防白書（台風第19号等に伴う被害と対応）」  
<https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r1/topics1/47534.html>
- 国土交通省（要配慮者利用施設）「避難確保計画作成・避難訓練の効果事例（川越キングスガーデン等）」PDF  
[https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho\\_leaflet.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_leaflet.pdf)

### 4) 令和2年7月豪雨（球磨川水害・特別養護老人ホーム）

- 厚生省・国交省「高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策（検討会資料）」PDF  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000762615.pdf>
- 国交省九州地方整備局「球磨川水害対応記録（アーカイブ）」  
[https://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/river/r007\\_after/r0207archive.html](https://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/river/r007_after/r0207archive.html)

### 5) 福島県沖地震（2022/3/16）

- 内閣府「令和4年版 防災白書：令和4年福島県沖を震源とする地震」  
[https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/r04/honbun/0b\\_1s\\_05\\_00.html](https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/r04/honbun/0b_1s_05_00.html)

### 6) 大阪北部地震（2018）ブロック塀倒壊事故

- 高槻市「学校ブロック塀地震事故調査委員会：答申・調査報告書」  
<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/shingikai/1277.html>
- 毎日新聞（ソーシャルアクションラボ）「女兒死亡の小学校で追悼（地震の死者6、負傷462等）」  
<https://socialaction.mainichi.jp/2023/06/18/5764.html>

# 各施設の事例報告

---

- **特別養護老人ホーム 亀甲園**  
【耐震化対策】
- **養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム**  
【耐震化対策】
- **特別養護老人ホーム 輝祥苑**  
【耐震化対策】
- **介護付き有料老人ホーム 塩屋すみれビレッジ**  
【耐震化対策・ブロック塀対策】
- **介護老人保健施設 スイートケアなかよし**  
【耐震化対策・非常用自家発電設備】
- **介護医療院 コスモス**  
【耐震化対策・非常用自家発電設備】
- **介護老人保健施設 燧園（ひうちえん）**  
【水害対策】
- **特別養護老人ホーム 千寿園**  
【水害対策・非常用自家発電設備】
- **介護老人保健施設 成華苑**  
【水害対策・非常用自家発電設備】
- **介護老人保健施設 清流苑**  
【水害対策・非常用自家発電設備】

### 1. 基本情報サマリー

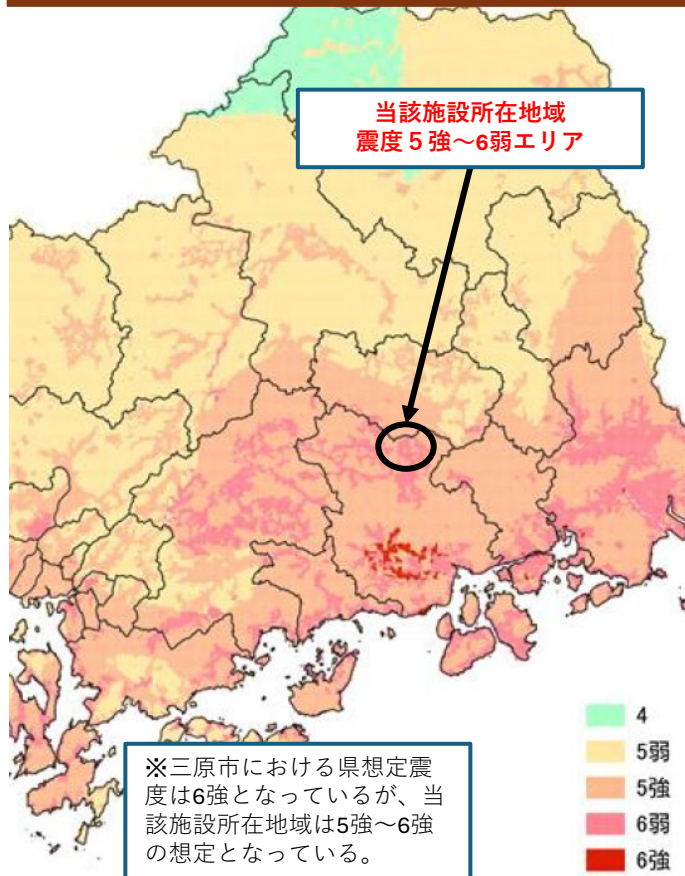
基本情報		耐震化対策関連項目		
設立年（事業開始）	・ 1975年（昭和50年）	南海トラフ地震防災対策推進地域	・ 該当	
建物建築・増改築	・ 2002年（平成14年）全面改築	建物の耐震基準	・ 新耐震基準 ・ （2002年全面改築）	
補助金の活用（増改築等実施の場合）	・ 改築時に特養多床室国保事業にて改築予算の4/3を補助金にて活用	耐震診断実施の有無	・ 未実施	
利用者状況	定員	・ 60人	耐震診断の結果	・ 未実施（新耐震基準）
	要介護度別利用者数（2026/3月現在）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護1：0名</li> <li>・ 要介護2：1名</li> <li>・ 要介護3：18名</li> <li>・ 要介護4：18名</li> <li>・ 要介護5：11名</li> </ul>	非構造部材の落下防止対策	・ すべて対策済み
	車いす利用者数	・ 40人	地盤の安全性	・ 具体的な検査は実施していないが、地域的に硬い岩盤の土地
職員状況	職員数	・ 40人（非常勤含む）	耐震化改修の整備意向	・ 実施済み
	夜間勤務体制	・ 2人	建物スベック	階数
BCP	BCP訓練、改訂実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BCPの改訂対応。訓練については市役所の研修などを活用して対応中。その他は検討中</li> </ul>		構造
			受変電施設、備蓄庫の配備階	・ 平屋造のため、すべて地上階に設置
			耐震診断の結果	・ 未実施（全面改築が行われており、耐震性を確保している）

### 2. 周辺地理情報及び関連ハザードマップ

周辺地図（地理的關係性）



広島県地震被害想定調査結果  
(南海トラフ巨大地震)



### 3. 耐震化対策：事例①

#### 耐震化対策と耐震強度の向上

- 建物は1974年建築の旧施設における経年劣化が多く、また間取り等現状にそぐわない構造であったため、補助金を活用し2002年に全面改築が実施された。
- RC造・平屋建ての構造となっており、建築年数が比較的浅いことから、耐震診断およびIs値の算定は実施されていない。
- 同様の理由により、増改築や用途変更の履歴はなく、構造安全性の再確認も実施されていない。また、地盤評価は未実施であるが、敷地が固い地盤であることは確認されている。
- 建物全体の耐震性能に関する大きな課題認識はなく、現時点で特段の耐震対策費用は想定されていないが、設備系の検討が必要とされている。

#### 施設全景



- 建築に当たり特に造成は行っておらず古くから岩盤の高台に建てられている。
- 2002年（平成14年）に全面改築を実施した。

#### 屋外設置設備の状況



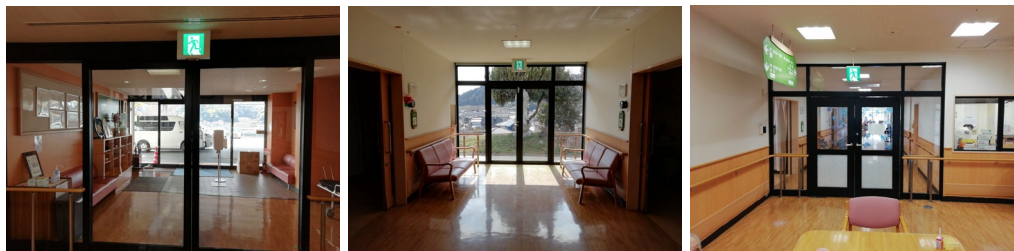
- 屋外設置のエコキュートは、フレームより基礎に固定され、耐震対策が施されている。

### 3. 耐震化対策：事例②

#### 非構造部材の対策・避難対策

- 柱・梁・耐震壁・屋根・庇・外壁材については定期点検を実施、記録を保管管理している。
- 配管・ダクト・ケーブルラックは構造体内部に収納されているが、耐震支持の有無は未確認である。
- 家具や什器の転倒防止や移動防止の対策、窓ガラス等に対する飛散防止フィルムの施工は未実施であり、今後の検討材料としている。
- 建物内の避難導線の幅員は十分広く確保しており、災害時における避難経路の確保は周辺の障害物除去もしくは残置を禁止している。
- 建物の耐震強度が確保されていることや、近隣の避難所への距離があること等を勘案し、水平避難（他所への避難）については検討されていない。

#### 施設の避難経路の状況



- 中央玄関および廊下は幅員を広く取り、車いすがすれ違える間隔を確保している。
- 平屋造であるため、各所からの避難が可能である。

#### 施設の居室の状況



- ガラス面が多いため、ガラス飛散保護フィルム等の施工は今後の検討課題

### 1. 基本情報サマリー

基本情報		耐震化対策関連項目		
設立年（事業開始）	• 1962年（昭和37年）	南海トラフ地震防災対策推進地域	• 該当	
建物建築・増改築	• 2021年（令和3年）全面建替工事完了 ✓ 3期に分けて実施 ✓ 2019年4月～2021年10月（工期2年6か月）	建物の耐震基準	• 新耐震基準（令和3年建て替え工事完了）	
補助金の活用（増改築等実施の場合）	• 奈良県のスキームを活用 令和2年 約3.3千万円 令和3年 約0.7千万円 • 福祉医療機構より借入れ 1億2千万円	耐震診断実施の有無	• 実施済み	
利用者状況	定員	• 50人、ショートステイ2人	耐震診断の結果	• 新耐震基準に建替済み
	要介護度別利用者数 2026年3月現在	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護1：5人</li> <li>要介護2：10人</li> <li>要介護3：6人</li> <li>要介護4：4人</li> <li>要介護5：5人</li> </ul>	非構造部材の落下防止対策	• すべて講じている
	車いす利用者数	• 15人	地盤の安全性	• 安全性の確認がされている
職員状況	職員数	• 31人（常勤・非常勤含む）	耐震化改修の整備意向	• 既に必要な耐震改修を実施済み
	夜間勤務体制	• 夜勤者1名、宿直者1名（時間帯に違いがある 宿直21:00-05:00）	建物スベック	階数
BCP	BCP訓練、改訂実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災・防災訓練に代わり、BCP訓練を実施</li> <li>非常食の提供、災害時の避難訓練後の研修・啓発を実施。震度4以上が発生の場合の連絡方法の確認を実施</li> </ul>		構造
			受変電施設、備蓄庫の配備階	<ul style="list-style-type: none"> <li>受変電設備：1階</li> <li>備蓄庫：1階</li> </ul>
		耐震診断の結果	• 新耐震基準に準拠（建替時に実施）	

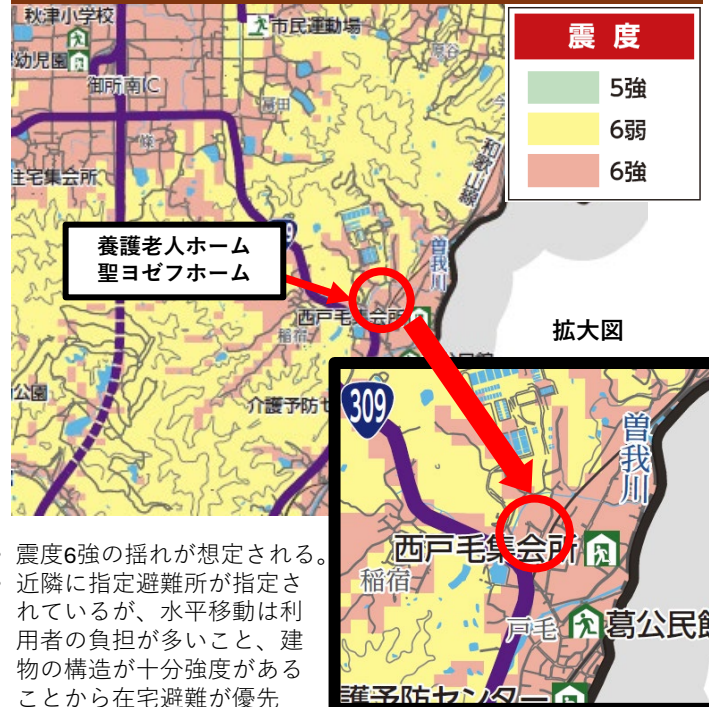
### 2. 周辺地理情報及び関連ハザードマップ

周辺地図（地理的關係性）



御所市総合防災マップ（揺れやすさマップ）

※中央構造線断層帯地震の想定を基に作成



## 3. 耐震化対策：事例①

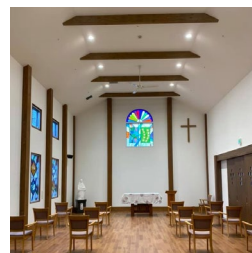
## 耐震化対策と耐震強度の向上

- 当該施設は中央構造線断層帯にほど近い地域に立地しており、関連する地震による振れは震度6強と大きく揺れることが想定される地域であるため、2021年（令和3年）に建物の全面的な建替工事を実施している。
- 新耐震基準に沿った耐震強度を保持しているとともに、木造平屋造の建物であり、地震による建物倒壊の危険性は低い。
- 木造平屋造のため吊天井方式ではなく天井は柱・梁に直結又は一部現し（あらわし）で建築されており、天井パネルの崩落などの可能性は低くなっている。

施設全景



施設内の状況



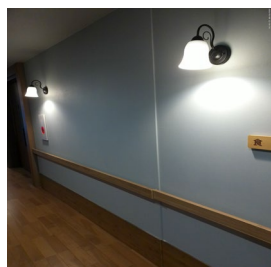
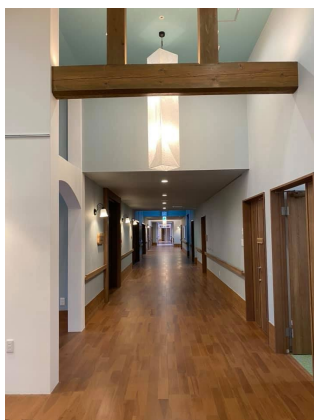
- 建物は平屋造（新耐震基準）で建築され耐震性は高い。
- 食堂及び多目的ホール天井や梁は一部現しで構成し、天井崩落の危険性を低下させている。

## 3. 耐震化対策：事例②

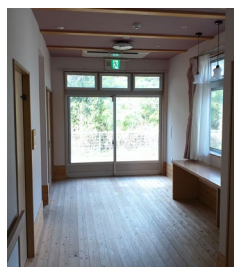
## 非構造部材の対策・避難対策

- 震度6強の揺れが想定される区域であるため、建物強度の確保に加えて非構造部材による障害の発生を最小限にとどめる対策を施している。（什器、電化製品等の転倒飛散防止対策、平時からの障害物除去と整理整頓など）
- 災害時における避難経路の確保は周辺の障害物除去もしくは残置を禁止している。
- 構成される4棟すべてで複数の非常口の設定がされている。

施設内の廊下の状況



居室からの避難経路



- すべての棟が回遊型で構成され、各棟のすべての端に非常口が設定されている。
- 中央廊下同様幅員が広く取られ、非常口は大開口となっており、利用者の避難をサポートしやすい設計となっている。

## 居室内の転倒防止対策



- 地震の揺れによるテレビの転倒防止対策をしている。
- 備え付けの家具を利用し、転倒・飛散の対策をしている。

## その他の非構造部材対策・避難対策

## ○非構造部材対策

- 強化ペアガラスを採用、地震動に対する強度を確保
- 医療器具、ボンベ類は物品庫に保管して転倒防止対策を実施

## ○避難対策

- 水平避難による外部への避難は近隣の指定避難所（西戸毛集会所）を想定しているが、さらに近接の幼稚園（葛カトリック幼稚園）を併せて避難場所として想定



### 3. 耐震化対策：事例①

#### 耐震化対策と耐震強度の向上

- 2015年法人設立、2017年2月竣工で、熊本市の整備事業で採択され補助金を活用（福祉医療機構からの借入含む）して新規建設された。
- 建物が築浅ということもあり、竣工以降これまで特段耐震診断を受けた経歴はなく、現段階では建築時の設計から耐震強度は十分と判断しており当面の耐震補強も想定していない。
- 低層建物であり長周期振動等の影響もなく、2016年の熊本地震の翌々に発生した震度6強の地震でも被害はなかった実績がある。
- 建物自体の耐震対策は必要ないと考えている一方で、短期での見直しが必要な設備系（厨房機器・特殊浴槽等）の更新は検討を始めている。

#### 施設全景



- 施設は広い平地に位置し、敷地内にグループの別施設が存在する。

#### 屋外設置設備の状況



- 受変電設備と受水槽は屋外に設置している。

### 3. 耐震化対策：事例②

#### 非構造部材の対策・避難対策

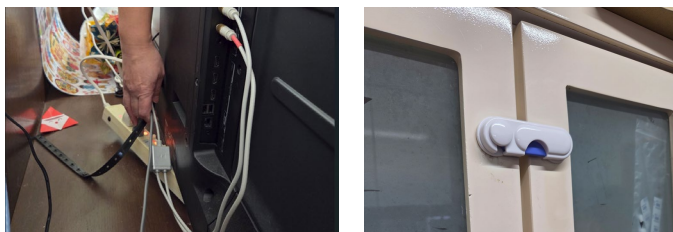
- 柱、梁、耐震壁等及び屋根、庇、外壁材等の定期点検は実施、記録を保管・管理、天井は吊天井を採用しており、地震時の脱落・転落防止対策は実施済みである。
- 非構造部材としての間仕切り他建具は備え付けとし、被災時の移動による避難路障害の発生や、転倒・転落による被害への防止策も施工済み、家具・什物の転倒防止および医療・介護機器の固定は、いずれも実施済みである。
- 外出しの配管類はなく、配管・ダクト等の揺れ止めは施工済み、空調等の設備機器は個別空調設備を固定実施し、固定できない移動式介護設備の転倒可能性があるものはない。また、受変電設備は1階屋外に設置し、かさ上げ対策を実施しているほか、耐震性・防火対策は実施済みとしている。
- エレベーターについては閉じ込め対策を実施済みであり、地震時の閉じ込め防止の整備を行っている。
- 5m浸水想定区域のため垂直避難を基本とし、水平避難想定はなし、搬送器具は特段用意せず人海戦術で対応可能としている。

#### 施設の避難経路の状況



- 中央玄関と施設内の廊下は幅員を広く取り、車いすがすれ違える間隔を確保している。

#### 施設設備等の転倒・飛散防止対策の状況



- テレビの転倒や物品棚の開放による物品の落下や飛散を防止している。
- 施設内他箇所も同様の対策を実施している。

## 1. 基本情報サマリー

基本情報		耐震化対策関連項目			
設立年（事業開始）	・ 2016年（平成28年）	南海トラフ地震防災対策推進地域	・ 該当		
建物建築・増改築	・ 2002年（平成14年）	建物の耐震基準	・ 新耐震基準		
補助金の活用（増改築等実施の場合）	・ 特になし	耐震診断実施の有無	・ 未実施（築浅のため）		
利用者状況	定員	・ 40人	耐震診断の結果	・ 未実施	
	要介護度別利用者数（2026/3月現在）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護1：13人</li> <li>・ 要介護2：10人</li> <li>・ 要介護3：3人</li> <li>・ 要介護4：4人</li> <li>・ 要介護5：1人</li> </ul>	非構造部材の落下防止対策	・ すべて対策済み	
	車いす利用者数	・ 25人	地盤の安全性	・ 安全性が確認されている	
職員状況	職員数	・ 31人（常勤・非常勤含む）	耐震化改修の整備意向	・ 既に必要な安全対策を実施済み	
	夜間勤務体制	・ 2人	建物スペック	階数	・ 地上4階
BCP	BCP訓練、改訂実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1月に訓練実施（6時間想定）、職員出勤不能の場合の食事対応訓練実施</li> <li>・ 年2回の義務訓練の内容として（実施時期は未定）</li> </ul>		構造	・ RC造
				受変電施設、備蓄庫の配備階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受変電設備：1階</li> <li>・ 備蓄庫：1階</li> </ul>
			耐震診断の結果	・ 未実施（全面改築が行われており、耐震性を確保している）	

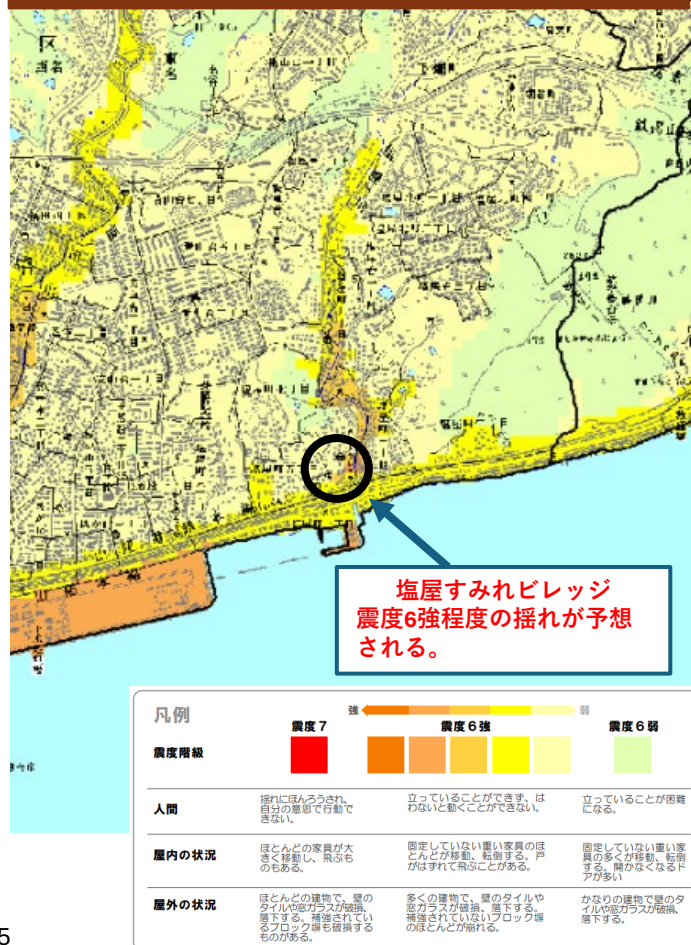
## 2. 周辺地理情報及び関連ハザードマップ

### 周辺地図（地理的関係性）



### 神戸市地震防災マップ（揺れやすさマップ）

※近隣断層他及び南海地震の想定を基に作成



### 3. 耐震化対策：事例①

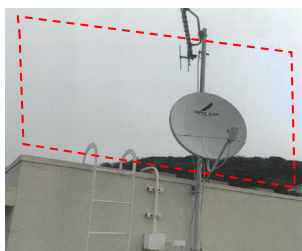
#### ・耐震化対策と耐震強度の向上

- ・当該施設は立地が沿岸部に近いが、海側に鉄道があること、外海ではなく大阪湾に面していることから水害被害よりも地震の揺れによる被害や土砂災害が想定される。
- ・2016年設立、地上4階RC造。備蓄庫及び受変電設備は建物1階に設置されている。
- ・非構造部材は建物50%程度で整備済み。ガラスの飛散防止など含めて対応予定である。
- ・耐震診断や耐震補強工事などの実施は行われていないが、法的規制は達成していると認識している。
- ・BCPに基づく訓練及びBCP改訂などは積極的に取り組んでいる。

施設全景



施設外部の耐震化対策状況



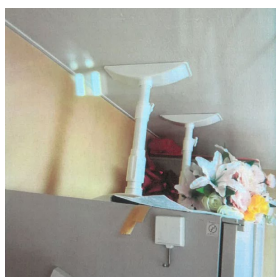
- ・経年劣化による屋上出入口棟屋上部の看板撤去した。
- ・腐食により劣化した木製壁の撤去した。
- ・屋上策取り付け部の修繕として腐食除去及び再塗装を実施した

### 4. 耐震化対策：事例②

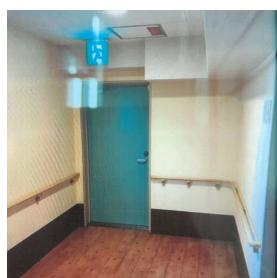
#### 非構造部材の対策・避難経路の確保

- ・揺れ度合い想定が震度6強から震度7と大きい揺れが想定されるため、非構造部材に対する転倒防止対策も一部実施。今後順次未実施部分も対応を進めていく。
- ・災害時における避難経路の確保は周辺の障害物除去もしくは残置を禁止している。

屋内の耐震化対策・避難対策の状況



- ・ロッカーの転倒防止対策およびTVの転倒防止対策を実施しており、未実施部分は順次実施予定である。



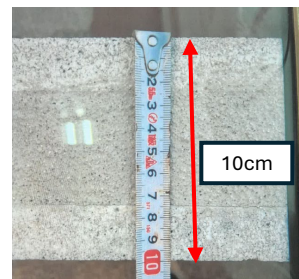
- ・非常口前を整理し、避難経路を確保している。
- ・物品の残置は禁止している。

### 5. ブロック塀対策：事例

#### ブロック塀の設置状況・転倒防止対策

- ・ブロック塀はほとんどのエリアにおいて転倒防止対策を実施済み。未実施の箇所は順次対応の予定である。（人の通行がない箇所が該当）

ブロック塀の耐震化対策の状況



- ・ブロック塀寸法は、高さ110cm、厚さ10cm、規程寸法をクリアしている。



- ・手前側が建物であり、基礎も規程深さを確認済みである。

## 1. 基本情報サマリー

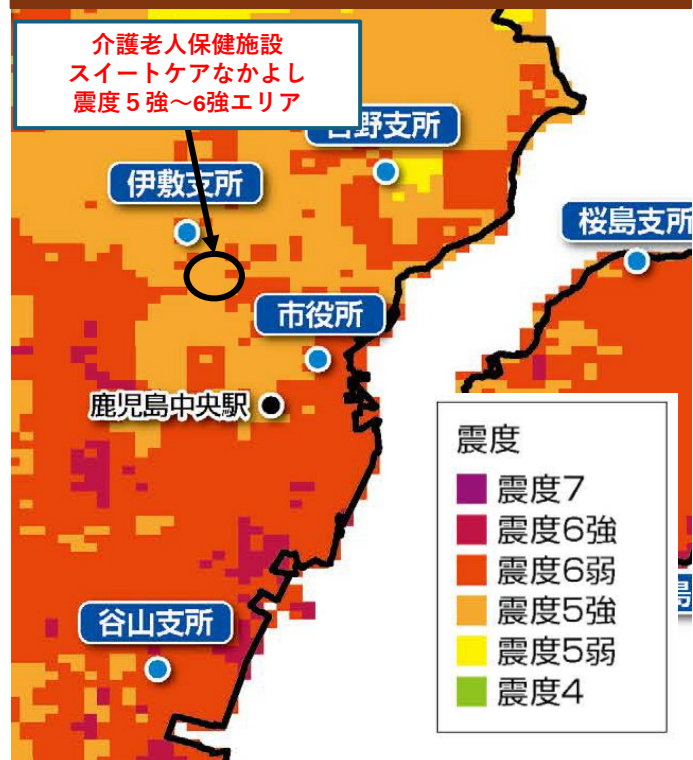
基本情報		耐震化対策関連項目			
設立年（事業開始）	・ 1991年（平成3年）3月	南海トラフ地震防災対策推進地域	・ 該当		
建物建築・増改築	・ 1977年(昭和52年)建築（1期） ・ 1982年(昭和57年)増築（2期） ・ 1989年(平成元年)増築（3期）	建物の耐震基準	・ 旧館：旧耐震基準 ・ 新館：新耐震基準		
補助金の活用（増改築等実施の場合）	・ 増築時に平成元年度保険衛生施設等施設・設備整備費国庫負担補助金を活用	耐震診断実施の有無	・ 実施済み		
利用者状況	定員	・ 50人（入所）	耐震診断の結果		
	要介護度別利用者数 2026年3月現在	・ 要介護1：7人 ・ 要介護2：5人 ・ 要介護3：7人 ・ 要介護4：17人 ・ 要介護5：11人			
	車いす利用者数	・ 38人	非構造部材の落下防止対策	・ すべて対策済み	
職員状況	職員数	・ 39人	地盤の安全性	・ 耐震基準・建築基準に則って設計・施工済	
	夜間勤務体制	・ 2人	耐震化改修の整備意向	・ 計画中。来年度中の完成を目指す	
BCP	BCP訓練、改訂実施	・ BCPの改訂とこれに基づく訓練を実施（年2回）	建物スペック	階数	・ 地上5階
				構造	・ RC造
			受変電施設、備蓄庫の配備階	・ 受変電施設：屋上 ・ 備蓄場所：2階、5階 ・ 飲料水：2階、5階(3日分) ・ その他（電気毛布、保冷剤等）：5階(老健レクリエーション室)	

## 2. 周辺地理情報及び関連ハザードマップ

### 周辺地図（地理的關係性）



### 鹿児島湾直下地震 震度分布図 (鹿児島市津波ハザードマップより)

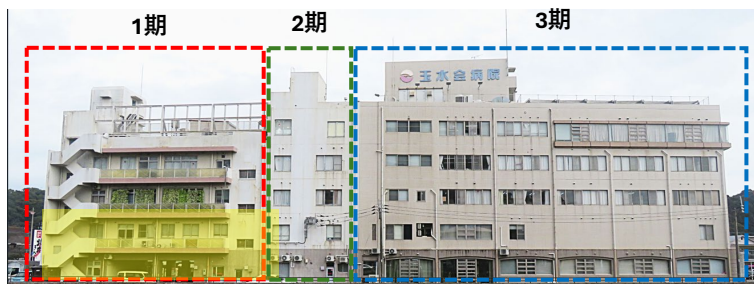


### 3. 耐震化対策：事例①

#### 耐震化対策と耐震強度の向上

- 1977年（昭和52年）に旧館が建築、1982年（昭和57年）および1989年（平成元年）に新館を各々増築した。2010年（平成22年）実施の耐震診断により、旧館の耐震強度は不十分であること（Is値：0.28）が判明しているが、新館は新耐震基準に則って建築されており問題ない。
- 耐震化工事について、旧館の耐震能力不足部分の補強改善計画を策定、1年以内に対応の予定である。
- 床頭台等には移動防止キャスター付きのものを採用している。高所棚収納物の落下防止対策は実施済みである。

施設全景



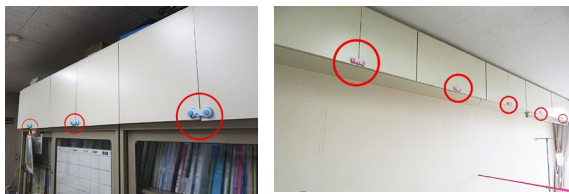
- 青破線囲みが新館、赤破線囲みが旧館である。
- 黄色部分が強度不足の指摘を受けている箇所でも、改善計画が進んでおり、柱の耐震補強や外壁のひび割れ対策も1年以内を目標に検討している。

避難経路の状況



- 災害時の避難経路は周囲の障害物を排除し確実に確保してある。

施設内の落下防止対策



- 事務所と居室における高所棚の収納物落下防止対策を施している。

その他の非構造部材対策・避難対策

○エレベーターの閉じ込め防止策  
震度5以上の地震発生時に近隣階での自動停止機能が施されている。（業者・メーカー対応）

### 5. 非常用自家発電設備：事例

#### 災害時の電源確保と非常用自家発電設備の設置

- 介護老人保健施設である当該施設は、医療設備も具備しているため非常用設備も不可欠である。そのため非常用自家発電設備を備え、非常時の電源供給を確保している。浸水等に備えて屋上に設置してある。
- 非常用自家発電稼働時に電源が供給される箇所には赤色のマークを施し明示して視認性の向上を図っている。
- 燃料は内蔵燃料と予備の燃料を併せて10.5時間（0.44日分）を確保している。

非常用自家発電設備の設置状況



- 非常用自家発電設備は、耐震診断において十分な強度が確保されている新館の屋上に設置してある。
- 外付けの増設燃料タンクはない。

内蔵燃料タンクと予備の燃料



- 非常電源が給電される箇所（赤マーク実施済みの箇所）などの周知は、新人研修時などの機会を活用して職員に共有を実施している。
- 設備稼働用の燃料は、基本的に80ℓの内蔵燃料タンクにて3.2時間、予備の燃料としてポリタンクで7.3時間分の合計10.5時間（0.44日分）を確保している。
- それ以上の備蓄はしておらず、その都度近隣の燃料業者から購入することとなっている。（特に連携協定などの締結はなし）

### 1. 基本情報サマリー

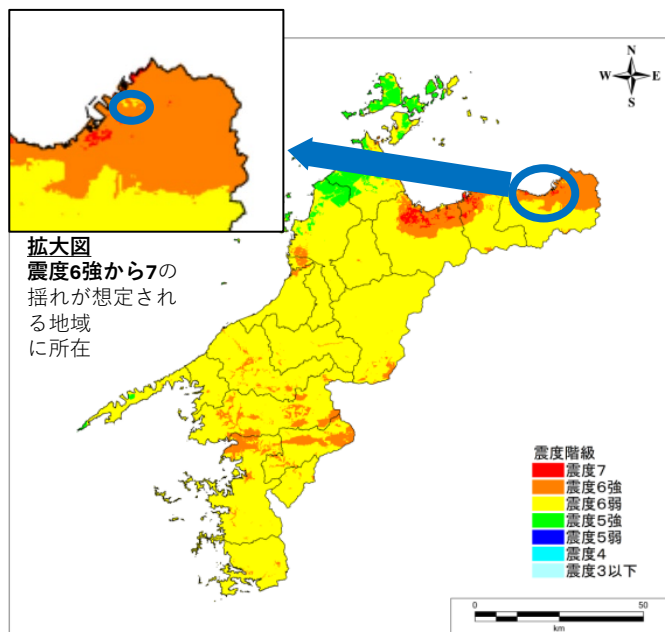
基本情報		耐震化対策関連項目		
設立年 (事業開始)	• 1962年 (昭和37年 長谷川病院)	南海トラフ地震防災対策推進地域	• 該当	
建物建築・増改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>西棟：1978年 (昭和54年) 耐震補強工事済</li> <li>中央棟：1982年 (昭和57年) 耐震補強工事済</li> <li>南棟：2020年 (令和2年) 2月 (旧館 (S37年築) 解体)</li> </ul>	建物の耐震基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>西棟：旧耐震基準 (耐震工事実施済み)</li> <li>中央棟：旧耐震基準 (耐震工事実施済み)</li> <li>南棟：新耐震基準</li> </ul>	
補助金の活用 (増改築等実施の場合)	• 増築時に活用したが、詳細は不明 (担当者が退職、調査不可能)	耐震診断実施の有無	• 実施済み	
利用者状況	定員	• 180人	耐震診断の結果	• 西棟：Is値 0.62
	要介護度別利用者数 (2026/3月現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護1：0人</li> <li>要介護2：0人</li> <li>要介護3：0人</li> <li>要介護4：25人</li> <li>要介護5：29人</li> </ul>		• 中央棟：Is値 0.73
	車いす利用者数	• 不明		• 南棟：新耐震基準
職員状況	職員数	• 72人	非構造部材の落下防止対策	• 建物全体の5割程度を実施済み
	夜間勤務体制	• 2人	地盤の安全性	• 安全性の確認がされている
BCP	BCP訓練、改訂実施	• BCPの改訂と、これに基づく訓練を実施	耐震化改修の整備意向	• 既に必要な耐震改修を実施済み
			建物スペック	階数
		構造		• RC造
			受変電施設、備蓄庫の配備階	<ul style="list-style-type: none"> <li>受変電設備：屋上</li> <li>備蓄庫：5階防災倉庫内</li> </ul>
			耐震診断の結果	• 全ての建物でIs値0.6以上

### 2. 周辺地理情報及び関連ハザードマップ

#### 周辺地図 (地理的關係性)



#### 愛媛県地震被害想定調査結果 地震動 震度分布図 (南海トラフ巨大地震の震度分布) より



①南海トラフ巨大地震の震度分布

### 3. 耐震化対策：事例①

#### 耐震化対策と耐震強度の向上

- 当該施設は各棟によって建築年が異なるが、それぞれの耐震工事により、現在はすべての棟において耐震基準（Is値0.6以上、新耐震基準による）をクリアしている。
- 非構造部材の脱落、転倒防止対策は建物内の約半数対策済み。未対応箇所は、ガラスの飛散防止なども含めて、順次対応を進めていく予定である。

#### 施設の外観



西棟  
(1978年築 耐震補強済み)

中央棟  
(1982年築 耐震補強済み)

南棟  
(2020年築)

#### 耐震診断結果

建物地震被害想定調査	
※本設計事務所より回答	
建物：特定医療法人 明生会 長谷川病院	
<b>南棟【質問回答】</b>	
築：令和2年	構造：RC造5階
耐震診断：新耐震基準の建物（現行基準）	Is値：耐震構造：耐震補強工事済み
<b>中央棟【質問回答】</b>	
築：昭和57年	構造：RC造5階
耐震診断：有り	Is値：0.78
耐震構造：耐震補強工事済み	
<b>西棟【質問回答】</b>	
築：昭和53年	構造：RC造5階
耐震診断：有り	Is値：0.62
耐震構造：耐震補強工事済み	
耐震診断：平成7年5月 実施	
※震度6強レベルで継続する危険性は、現時点では低いと想定される。	

#### 主な耐震補強改修工事内容

- 袖壁の撤去
- 腰壁の完全スリットによる靱性の改善及びアウトフレームラーメン構造による保有水平体力の増強

#### その他の耐震対策

- エレベーターの閉じ込め防止策として、震度5以上で自動停止する。なお閉じ込め時のマニュアルも整備済みである。

### 5. 非常用自家発電設備：事例

#### 災害時の電源確保と非常用自家発電設備の設置

- 介護保険施設である当該施設は、医療設備も具備しているため非常用設備も不可欠である。そのため非常用自家発電設備を備え、非常時の電源供給を確保している。
- 非常用自家発電稼働時に電源が供給される箇所、設備を明確化し、周知を実施している。
- 燃料の予備備蓄が設備としてないため、近隣のガソリンスタンドと燃料調達について協定を締結済みである。
- 将来的には太陽光発電および蓄電池の設置も検討する予定である。
- 非常用自家発電設備、受変電設備は1階に設置されているが接地面のかさ上げなどにより浸水対策を実施した。

#### 屋上の非常用自家発電機の設置状況



#### 非常用自家発電機からの送電コンセント



- 非常用自家発電機からの送電コンセントは赤色に色分けし、視覚的に分かりやすくしている。

#### ポータブル発電機と予備燃料



### 1. 基本情報サマリー

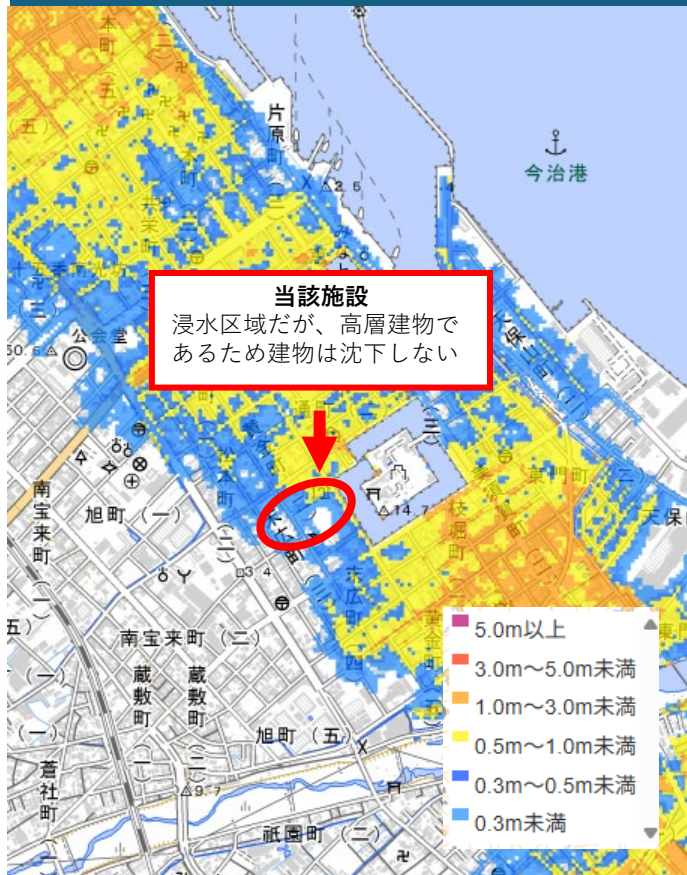
基本情報		水害対策関連項目							
設立年 (事業開始)	• 1990年 (平成2年)	災害危険区域	• 該当						
建物建築・増改築	• 設立年と同時期	土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域	• 土砂災害警戒区域に該当						
補助金の活用 (増改築等実施の場合)	• 補助金活用の実績なし	急傾斜地崩壊危険区域	• 非該当						
利用者状況	定員	• 100名	津波災害特別警戒区域および津波災害警戒区域	• 津波災害警戒区域に該当					
	要介護度別利用者数	• 要介護1: 11名 • 要介護2: 8名 • 要介護3: 6名 • 要介護4: 33名 • 要介護5: 25名	浸水被害防止区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域	• 該当 (最大浸水深1m未満)					
	2026年2月25日時点		浸水想定区域 (洪水、雨水、高潮)	• 該当 (最大浸水深1m未満)					
	車いす利用者数	• 6名	地域防災計画等で定められた地域	• 非該当					
職員状況	職員数	• 76名	止水版や土嚢等の用意	• なし					
	夜間勤務体制	• 4名	開口部の防水扉の正常開閉	• 防水扉なし					
BCP	BCP訓練、改訂実施	• 策定済み • 防災訓練は年2回実施 (グループ全体での訓練実施)	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置	• 共に設置なし					
			垂直避難等用エレベータ管制運転装置	• 装備なし					
			建物スペック	<table border="1"> <tr> <td>階数</td> <td>• 地上7階</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>• RC造</td> </tr> <tr> <td>受変電施設、備蓄庫の配備階</td> <td>• 備蓄庫7階、受変電設備・自家発電設備: 屋上</td> </tr> <tr> <td>耐震診断の結果</td> <td>• 耐震診断なし</td> </tr> </table>	階数	• 地上7階	構造	• RC造	受変電施設、備蓄庫の配備階
階数	• 地上7階								
構造	• RC造								
受変電施設、備蓄庫の配備階	• 備蓄庫7階、受変電設備・自家発電設備: 屋上								
耐震診断の結果	• 耐震診断なし								

### 2. 周辺地理情報及び関連ハザードマップ

周辺地図 (地理的關係性)



今治市防災情報ポータル 津波浸水想定区域



## 3. 水害対策：事例①

## 垂直避難を優先とした避難

- 地理的条件として今治港にほど近い位置で津波浸水区域に指定されているが、浸水深さ予測は0.5m未満であること、建物が高層建物（地上7階）であることから、垂直避難を優先している。
- 地域危険度（道路寸断等）の危険度が比較的低いため、周辺からの支援アプローチなどのルート確保は出来ると想定している。
- 垂直避難を基本としているが、施設利用者避難に向けた予備の車いすも準備している。

施設全景



避難用として予備の車いす等を準備



- 津波浸水区域（0.5m未満）になっているが建物が高層であり、垂直避難の方が利用者の避難に係る時間が圧倒的に短くて済むため、ため垂直避難を優先している。

- 原則として、居室が配置されている3階以上への垂直避難を実施することを想定している。
- 被災時の負傷者発生を想定し、車いすを整備

## 4. 水害対策：事例②

## 被害最小化に向けた各種対策

- 当該施設は浸水区域に立地しているため、基本的に備蓄庫は7階に設置、受変電設備や自家発電設備は屋上に設置している。
- 受水槽も屋上に設置し、浸水対策をとっている。
- 職員、利用者の安否確認や支援体制は防災計画やBCPをもとに策定済みである。
- 外部連携として、グループ内での応援協定、愛媛県下の老健施設の連携協定を締結済みである。

非常用自家発電設備の  
設置状況

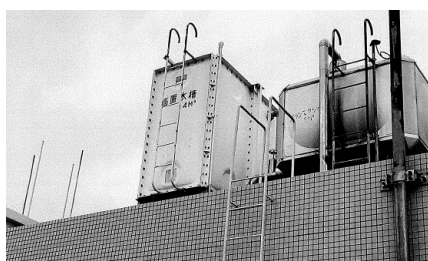
受変電設備の設置状況



備蓄庫の状況



受水槽の設置状況



- 7階の備蓄庫に備品と3日分の非常用食料を備蓄している。

## 1. 基本情報サマリー

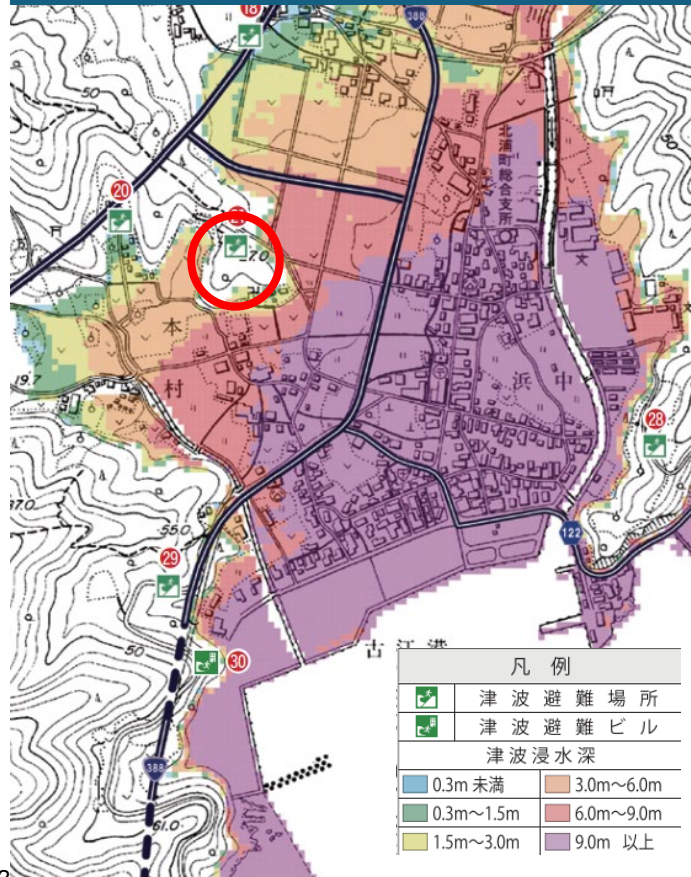
基本情報		水害対策関連項目	
設立年（事業開始）	• 1992年（平成4年）	災害危険区域	• 該当
建物建築・増改築	• 本館： 1993年（平成5年） • ユニット館： 2004年（平成16年）	土砂災害特別警戒区域および 土砂災害警戒区域	• 土砂災害特別警戒区域に 該当
補助金の活用 （増改築等実施の場合）	• 国庫補助金、宮崎県補助 金、北浦町補助金を活用	急傾斜地崩壊危険区域	• 該当
利用者 状況	定員	津波災害特別警戒区域および 津波災害警戒区域	• 津波災害警戒区域に該当
	要介護度別 利用者数	浸水被害防止区域、都市洪水想定区域、 都市浸水想定区域	• 非該当
	2026年2月25 日時点	浸水想定区域（洪水、雨水、高潮）	• 非該当
	車いす利用者 数	地域防災計画等で定められた地域	• 該当
職員状況	職員数	止水版や土嚢等の用意	• なし
	夜間勤務体制	開口部の防水扉の正常開閉	• 防水扉なし
BCP	BCP訓練、 改訂実施	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置	• 共に設置なし
		垂直避難等用エレベータ管制運転装置	• 装備なし
建物スペック	建物スペック	階数	• 地上2階（本館平屋造、 ユニット館地上2階）
		構造	• RC造
		受変電施設、備蓄庫 の配備階	• 備蓄庫2階 • 受変電設備1階
		耐震診断の結果	• 耐震診断なし（新耐震基 準）

## 2. 周辺地理情報及び関連ハザードマップ

周辺地図（地理的關係性）



宮崎県延岡市津波ハザードマップ  
（南海トラフ巨大地震津波想定）



## 3. 水害対策：事例①

## 垂直避難と水平避難の判断基準

- 当該施設は沿岸部より距離的には近接するが、施設自体が高台にあり、近隣の指定避難所にも指定されているため、基本的に施設内避難を想定している。
- 想定外の浸水被害に備え、隣接する市営住宅（5 m高）への水平避難も検討している。

## 施設全景



- 本館とユニット館はユニット館の2階が本館と接続されており、ユニット館から本館へは館内移動が可能である。
- 想定外の浸水時は垂直避難として2階へ移動が可能である。

## 水平避難場所の隣接地



- 水平避難が必要な場合には、隣接する市営住宅の駐車場への車いす等を活用した移動を想定している。

## 施設までのアプローチ



- 施設が高台にあるため、傾斜により道路から約7 m上がる

## 常備の車いす



- 被災時、歩行困難者の水平移動を想定して、車いすを複数常備している。

## 4. 水害対策：事例②

## 被害最小化に向けた各種対策

- 災害対策としての備蓄（最長2週間分）、非常時の燃料の確保及びこれらの設備の維持管理を適切に実施している。
- 職員、利用者の安否確認や支援体制は防災計画やBCPをもとに策定済み。定期的な訓練も実施している。
- 外部連携として、延岡市と福祉施設避難協定及び災害物流支援DX協定を締結済み。

## 5. 非常用自家発電設備：事例

## 非常用自家発電設備の設置

- 非常用自家発電設備を設置している。
- 燃料の優先共有契約等はないが、燃料の備蓄があるため、発災後3日間以上の事業継続可能である。
- 災害時に稼働させるべき設備の優先順位を設定、動力電源盤上で管理している。
- ポータブル発電機も予備発電機として保管している。

## 備蓄庫設置状況



## 受変電設備置状況



## 非常用自家発電設備



## 非常用自家発電設備用燃料タンク



- 当該施設が高台に設置のため、特段、受変電設備や非常用発電機を屋上・上階に設置する対策はしていない。
- 側溝、排水溝等の定期点検及び清掃を実施、施設の良好な環境の維持に努めている。

## ポータブル発電機

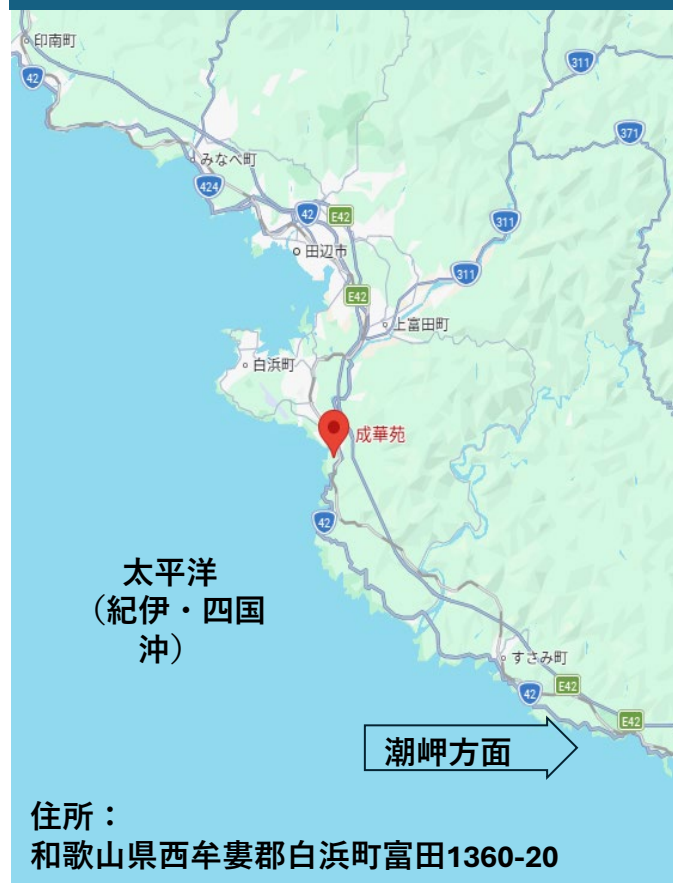


### 1. 基本情報サマリー

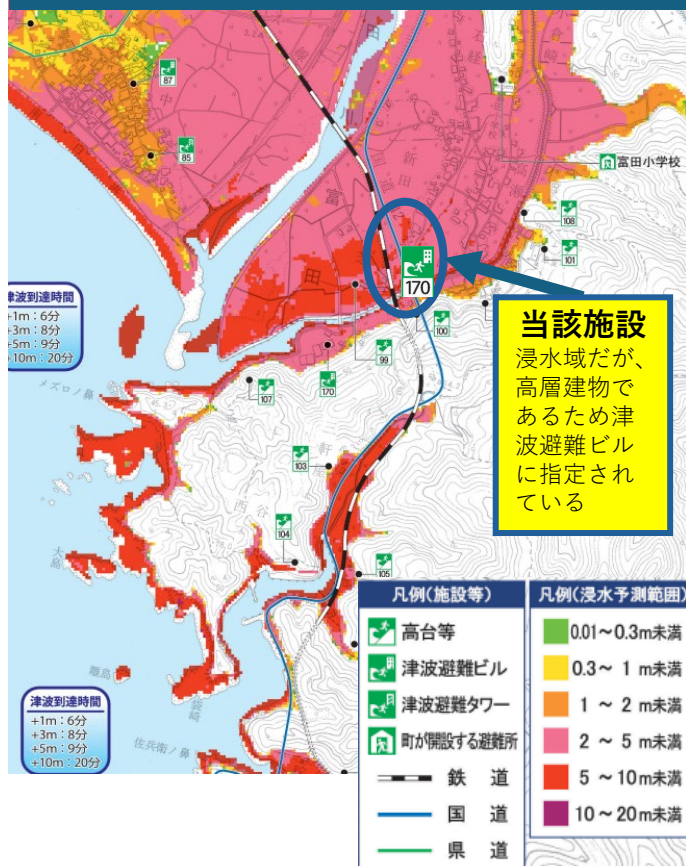
基本情報		水害対策関連項目							
設立年（事業開始）	・ 1991年（平成3年）	災害危険区域	・ 該当						
建物建築・増改築	・ 1991年（平成3年） ・ ※建築年と同時期	土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域	・ 土砂災害特別警戒区域に該当						
補助金の活用（増改築等実施の場合）	・ 補助金活用の実績なし	急傾斜地崩壊危険区域	・ 該当						
利用者状況	定員	・ 97名	津波災害特別警戒区域および津波災害警戒区域	・ 津波災害警戒特別区域に該当					
	要介護別利用者数	・ 要介護1：14名 ・ 要介護2：23名 ・ 要介護3：22名 ・ 要介護4：22名 ・ 要介護5：14名	浸水被害防止区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域	・ 該当 (最大浸水深3m以上)					
	2026年2月24日時点		浸水想定区域（洪水、雨水、高潮）	・ 該当 (最大浸水深3m以上)					
	車いす利用者数	・ 35名	地域防災計画等で定められた地域	・ 該当					
職員状況	職員数	・ 74名 (常勤・非常勤含む)	止水版や土嚢等の用意	・ なし					
	夜間勤務体制	・ 5名（宿直含む）	開口部の防水扉の正常閉閉	・ 閉閉できる					
BCP	BCP訓練、改訂実施	・ 策定済み ・ 通常の防災訓練と併せて年3回実施 (垂直避難訓練を中心に実施)	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置	・ 共に設置なし					
			垂直避難等用エレベータ管制運転装置	・ 装備なし					
			建物スベック	<table border="1"> <tr> <td>階数</td> <td>・ 地上6階</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>・ RC造</td> </tr> <tr> <td>受変電施設、備蓄庫の配備階</td> <td>・ 備蓄庫6階、受変電設備・自家発電設備1階（地面から約1mのかさ上げ対応）</td> </tr> <tr> <td>耐震診断の結果</td> <td>・ 耐震診断なし</td> </tr> </table>	階数	・ 地上6階	構造	・ RC造	受変電施設、備蓄庫の配備階
階数	・ 地上6階								
構造	・ RC造								
受変電施設、備蓄庫の配備階	・ 備蓄庫6階、受変電設備・自家発電設備1階（地面から約1mのかさ上げ対応）								
耐震診断の結果	・ 耐震診断なし								

### 2. 周辺地理情報及び関連ハザードマップ

#### 周辺地図（地理的関係性）



#### 和歌山県白浜町津波ハザードマップ（南海トラフ巨大地震津波想定）



### 3. 水害対策：事例①

#### 垂直避難と水平避難の判断基準

- 周辺は浸水域になっているが建物が高層であるため津波避難所にも指定されているため、基本的な避難方針は**垂直避難**とし、職員の参集状況や施設内の安全確保状況を踏まえて対応を行う。
- 周辺環境や被害状況によっては、広域避難の必要性も想定されるが、現時点では検討段階であり、今後の課題として整理している。

施設全景



- 原則として、居室が配置されている3階以上への垂直避難を実施することを想定している。
- 背後に山があるが土砂災害警戒もあり、また要介護者の負担を勘案すると垂直避難を優先としている。

階段昇降設備の設置状況



- エレベーター停止を想定し、車いすの階段昇降設備の設置（写真）や、搬送器具を整備している。

### 4. 水害対策：事例②

#### 被害最小化に向けた各種対策

- 当該施設は浸水域に立地しているため、基本的に備蓄庫は6階に設定しており、1週間分の備蓄を確保している。
- 屋外の非常用自家発電機は、基礎を1mかさ上げして設置している。
- 屋内にも非常用自家発電機をかさ上げして設置することで、浸水対策を図っている。

### 5. 非常用自家発電設備：事例

#### 非常用自家発電設備の設置

- 屋内と屋外に非常用自家発電機を設置している。燃料は近隣ガソリンスタンド2か所に災害時の優先給油を依頼してある。
- 非常用自家発電設備、受変電設備は1階に設置されており、接地面のかさ上げなどにより浸水対策を実施している（改善も検討中）。
- 予備発電機としてポータブル発電機も保管している。

屋外非常用自家発電機の設置状況（※国補助金活用）



屋内（2階）の非常用自家発電機の設置状況



ポータブル発電機



- 2基の自家発電機の設置について
  - ✓ 施設所在地域は日常的に停電が多く、非常用自家発電設備の稼働が頻繁である。
  - ✓ 1基は照明、コンセント、冷蔵庫などの電気確保。もう1基については、消防設備とエレベーター稼働のために設置している。

## 1. 基本情報サマリー

基本情報		水害対策関連項目	
設立年（事業開始）	・ 1995年（平成7年）	災害危険区域	・ 該当
建物建築・増改築	・ 1994年（平成6年） ※翌年の事業開始に向けて竣工	土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域	・ 土砂災害警戒区域に該当
補助金の活用（増改築等実施の場合）	・ 補助金活用の実績なし	急傾斜地崩壊危険区域	・ 非該当
利用者状況	定員	津波災害特別警戒区域および津波災害警戒区域	・ 非該当
	要介護度別利用者数 (2026年2月24日時点)	浸水被害防止区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域	・ 該当 (最大浸水深 3m以上)
	車いす利用者数	浸水想定区域（洪水、雨水、高潮）	・ 該当 (最大浸水深 3m以上)
職員状況	職員数	地域防災計画等で定められた地域	・ 該当
	夜間勤務体制	止水版や土嚢等の用意	・ なし
BCP	BCP訓練、改訂実施	開口部の防水扉の正常閉閉	・ なし
		排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置	・ 共に設置なし
		垂直避難等用エレベータ管制運転装置	・ 装備なし
建物スペック	BCP策定済み 訓練は実施 (防災委員会を中心に想定を提供) 年1回	階数	・ 地上5階
		構造	・ RC造
		受変電施設、 備蓄庫の配備階	・ 備蓄庫：なし（備蓄専用の場所はないが3日分の備蓄はあり、なるべく5階に在庫） ・ 受変電設備：5階
		耐震診断の結果	・ 耐震診断なし

## 2. 周辺地理情報及び関連ハザードマップ

### 周辺地図（地理的關係性）



### 藤沢市 土砂災害・洪水ハザードマップ（南部）



### 3. 水害対策：事例①

#### 垂直避難と水平避難の判断基準

- 以前は近隣の広域避難所を水平避難場所として指定していたが、避難場所までの距離、利用者の移動、建物条件等を勘案し、基本的な避難方針は**垂直避難**としている。
- 垂直避難時の資機材は担架を活用する予定である。それ以外は人海戦術で対応する。（昇降機等の設備はなし）
- 水平避難はしないが、有事対応（利用者の負傷等）のために予備の車いすを用意している。

#### 建物全景



- 建物至近に柏尾川があり、洪水浸水区域に指定されているが、沿岸部からは離れていることもあり津波想定区域には指定されていない。
- 玄関を含む1階部部分は地面よりかさ上げがされている。
- 垂直避難に向けたエレベータの浸水対策は施されていないが、地震発生時の自動停止と近隣階での自動開放設備は装備されている。
- 災害時、夜間時の対応訓練は実施されている。

#### 施設内の階段



- 階段・廊下は幅員が広めにとられ、障害となるものが排除されている。

#### 避難用の予備車いす



- 被災時の負傷した利用者用に予備の車いすを確保している。

### 4. 水害対策：事例②

#### 被害最小化に向けた各種対策

- 受変電設備、空調室外機及び非常用自家発電設備については、浸水を避ける目的で屋上に設置され、高置化が図られている。
- 配電室や事務所など重要室に対する防水区画は設けられておらず、事務所は1階に設置されている。
- 水害を想定した訓練については、防災委員会を中心に年1回の頻度で継続的に実施されている。
- 止水版や止水シート、排水ポンプ、逆止弁等の設備の設置はない。

#### 屋上に設置された各受変電設備の設置状況



キュービクル  
(受変電盤)



スプリンクラー用発電機



非常用自家発電設備棟屋外観



非常用自家発電設備用燃料庫  
(3日分の燃料を備蓄)



非常用自家発電設備用  
燃料庫と空調室外機

### 5. 非常用自家発電設備：事例

#### 非常用自家発電設備の設置

- 非常用自家発電設備は令和5年3月に屋上へ設置され、出力75kVA、周波数50Hz、200V仕様の設備となっている。
- 非常用自家発電設備の燃料は3日分を備蓄しており、連続運転可能な想定時間も3日間として把握されている。
- 発電設備の設置にあたっては、一級建築士が図面に基づき荷重計算を行い、安全性を確認している。
- 非常用自家発電設備については、電気設備業者による日常点検および定期的な試運転点検が実施されている。

#### 非常用自家発電機の設置状況

令和7年度  
老人保健健康増進等事業  
介護施設等における国土強靱化対策の推進に関する調査研究事業  
事例報告書

発行日：令和8年3月

編集・発行：PwCコンサルティング合同会社